



申請はお済みですか？ 2種類の給付金



栃木市の
申請期限は

平成29年1月31日（火）

消印
有効
です。

- ・栃木市で支給対象となると思われる方には、8月末に申請書類を発送いたしました。
- ・申請期限までに申請していただきませんと、給付金を受給できません。お忘れなく申請をお願いいたします。
- ・申請書に不備があった場合は、給付金を支給することができません。お手元に申請書が戻っていましたら、申請期限までに必ずご返送ください。

平成28年度臨時福祉給付金

支給対象者

- 平成28年度市町村民税（均等割）が課税されていない方
- 〔ただし、
・住民税において、課税者の扶養となっている場合
・生活保護の受給者である場合 などは対象外です。〕

支給額

- 対象者1人につき**3千円**（支給は1回のみ）

障害・遺族基礎年金受給者向け給付金

支給対象者

- 平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者であり、平成28年5月分の障害基礎年金、遺族基礎年金等を受給されている方
- 〔ただし、平成28年度上半期に実施した「年金生活者等支援臨時福祉給付金（高齢者向け）」を受給された方は対象外です。〕

支給額

- 対象者1人につき**3万円**（支給は1回のみ）

※両方の支給対象者に該当する方は、2つの給付金を受給できます。

申請手続き（どちらの給付金にも共通です）

- 給付金を受給するには申請が必要です。
- 申請先は平成28年1月1日現在で住民票があった市区町村です。
- 審査の結果、不支給になる場合もあります。

よくあるご質問にお答えします！

Q 年金生活者等支援臨時福祉給付金(障害・遺族基礎年金受給者向け)の支給対象者を具体的に教えてください。

A 「平成28年度臨時福祉給付金」の支給対象者のうち、次の①から③に掲げるいずれかの年金について平成28年5月分の受給がある方です。ただし、「年金生活者等支援臨時福祉給付金(高齢者向け)」の給付を受けた方は対象外です。

- ① 障害基礎年金又は遺族基礎年金
- ② 昭和61年3月以前に受給権が発生した、国民年金、厚生年金保険(旧農林年金を含む)及び船員保険の障害年金(障害等級が1級又は2級(船員保険の職務上の障害年金は1～5級)の年金に限る)
- ③ 昭和61年3月以前に受給権が発生した、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合・全国市町村職員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団が支給する障害年金及び船員障害年金(障害等級が1級又は2級の年金に限る)

Q 支給対象者が死亡した場合はどうなるの？

A 申請後、支給決定されるまでの間に支給対象者が亡くなった場合は、支給対象にはなりません。支給決定後に支給対象者が死亡した場合は、相続の対象になります。

Q 申請してからどれくらいで給付金が振り込まれるの？

A 審査の結果、支給決定となった場合は、申請から1～2カ月程度でご指定の口座に振り込みます。振込後に、支給決定通知書兼振込通知書を送付します。なお、不支給となった場合は、不支給決定通知書を送付させていただきます。

Q 提出した申請書に不備があった場合はどうなるの？

A 提出いただいた申請書に不備(記入・押印漏れ、書類不足等)があった場合、いったん、申請書をお戻しし、再度ご提出いただくこととなります。

申請期限(1月31日)までに再提出されなかった場合は、給付金の受取りを辞退したこととなりますのでご注意ください。

お問合せ先

栃木市 保健福祉部 福祉総務課(臨時福祉給付金受付窓口)

☎0282-20-7710

栃木市万町9番25号 市役所2階 2A-3番窓口

“振込め詐欺”や
“個人情報の搾取”
にご注意ください！

